

## 子育て支援ワーキンググループの設置について（8／28実施）

## 1 設置の趣旨

地域子育て支援拠点は、子育て親子の交流の場として全県に557か所整備している。身近で敷居が低いという拠点の特徴を活かし、国では一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業、利用者支援事業などを併せて実施する多様かつ複合的な子育て支援施設となることを期待している。

しかし、本県では、地域子育て支援拠点の機能強化の必要性を感じながらもノウハウや実績がないこともあり、多機能化が進んでいない地域も多い。

そこで、地域の中核となる多機能型子育て支援拠点の在り方や展開方法について検討するため、埼玉県少子化対策協議会の下に、本ワーキンググループを設置する。

## 2 構成等

- (1) ワーキンググループの構成員は地域子育て支援拠点を有する市町村の事務担当者とする。
- (2) ワーキンググループの検討結果は埼玉県少子化対策協議会に報告する。
- (3) ワーキンググループの庶務は、埼玉県福祉部少子政策課において処理する。

## 3 主な検討事項

- (1) 地域子育て支援の多機能化について
- (2) 地域子育て支援拠点の今後の在り方について

## 4 スケジュール（案）

- (1) 第1回（平成30年8月28日）
  - 1 ワーキンググループ設置の趣旨等
  - 2 拠点の多機能化をめぐる現状について
  - 3 意見交換
- (2) 第2回（平成30年9月予定）
  - 1 第1回WGで出された意見について
  - 2 県内の多機能化、多世代交流事例発表
  - 3 意見交換
- (3) 第3回（平成30年10月予定）
  - 1 今後目指すべき拠点の方向性について（まとめ）
  - 2 その他

## （三）「日本文學」の歴史とその現状

（1）「日本文學」の歴史

（2）「日本文學」の現状

（3）「日本文學」の問題

（4）「日本文學」の將來

（5）「日本文學」の結論

（6）「日本文學」の總論

（7）「日本文學」の附論

（8）「日本文學」の附註

（9）「日本文學」の附錄

（10）「日本文學」の附註

（11）「日本文學」の附錄

（12）「日本文學」の附註

（13）「日本文學」の附錄

（14）「日本文學」の附註

（15）「日本文學」の附錄

（16）「日本文學」の附註

（17）「日本文學」の附錄

（18）「日本文學」の附註

（19）「日本文學」の附錄

（20）「日本文學」の附註

（21）「日本文學」の附錄

（22）「日本文學」の附註

（23）「日本文學」の附錄

（24）「日本文學」の附註

（25）「日本文學」の附錄

（26）「日本文學」の附註

（27）「日本文學」の附錄

（28）「日本文學」の附註

（29）「日本文學」の附錄

抜粋

# 全国児童福祉主管課長会議

## 説明資料

(地域子育て支援拠点)

平成30年3月20日(火)

子ども家庭局

(大) 日本銀行の支店

支店審査会

(支店審査の実際)

支店審査の実際

や効果的な実践方法等を主な研修内容として実施したところである。

地域の子育て支援の強化には、こうした研修を通じて、各地域での取組の経験・ノウハウの共有、普段の活動内容の評価などを行うことが必要であり、平成30年度も引き続き本研修を実施することとしているので、平成29年度同様、自治体担当者を含め積極的な受講をお願いしたい。

なお、平成30年度における本研修の開催地は今後決定することとなるが、開催地となられた場合にはご協力をお願いしたい。

#### (4) 地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業の創設について

(関連資料18参照)

これまで、地域子育て支援拠点事業の職員研修については、(3)の指導者養成等研修のほか、

- ・新たに地域子育て支援拠点に従事する者や経験年数が浅い職員を対象とした基礎的研修として「子育て支援員研修（地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業）」【実施主体：都道府県、市町村】の実施に係る費用に対して必要な予算を計上してきたところであるが、平成30年度予算案において、
- ・中堅職員に必要となる知識・技能等の習得等資質の向上を図るために、「地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業」【実施主体：都道府県、市町村】

を新たに創設し、都道府県や市町村において専門的な研修を実施するために必要な費用を補助することとした。このため、本研修事業の実施を通じて、地域子育て支援拠点において、経験年数等や求められる役割等に応じた職員の質の確保・向上を図るため、積極的に取り組んでいただきたい。

また、一部の自治体におかれては、すでに独自の研修事業として、地域子育て支援拠点事業の資質向上のための職員研修を実施していると承知しているが、本研修事業をご活用いただき、受講対象者枠を広げる、研修回数を増やすなど、職員の質の向上にご尽力いただきたい。

各都道府県におかれては、積極的に管内市町村に周知いただくとともに、市町村が本研修事業を実施する際に、地域子育て支援拠点事業に精通した者や大学の教職員等を講師として紹介するなど、職員の資質向上に向けた積極的な事業の推進に取り組んでいただくようお願いしたい。

#### (5) 多機能型支援の取組について（関連資料19参照）

地域子育て支援拠点において、一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、利用者支援事業などを

併せて実施する子育て支援の取組（以下「多機能型支援」という。）に対しても、地域における総合的な子育てに関する支援拠点として多様かつ複合的な支援効果が期待できるとして、多機能型支援を実施する市町村が増えつつある。

多機能型支援の取組状況等に関して調査研究した「親子の交流の場の提供を中心とした地域子育て支援事業の実践状況等に関する調査研究報告書」（平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）によると、

- ・ 地域子育て支援拠点での交流支援を中心として、子育て援助活動支援事業の登録や必要に応じて他の子育て支援サービスにつなぐことができるため、無理なく子育て支援事業の活用が図られ、子育てに関する不安や悩みの早期対応、早期解決に向けた支援の予防的な機能が発揮される。
- ・ 子育て親子にとって日常的な場所である地域子育て支援拠点において利用者支援事業を利用できるため、相談に対する抵抗感や精神的負担が軽減される。

また、利用者支援事業を利用してじっくりと相談したい時など、地域子育て支援拠点の職員によるサポートや一時預かり事業などを利用した「子どもを預けての相談」ができるため、子どもに気をとられることなく集中して相談することができる。

- ・ 地域子育て支援拠点で併せて実施している一時預かり事業や子育て援助活動支援事業の預かりは、その様子が拠点に遊びに来た他の子育て親子からも見える「保護者に見える預かり」であるため、事業の様子や内容を理解した上で利用できる。また、日頃から顔なじみの職員が子どもを行き慣れた場所で預かってくれるため、親にとって安心感を持って子どもを預けることができ、子どもにとっては、預けられることに不安感やストレスが軽減されることができる。
- ・ 多機能型支援を同一施設で実施することで、事業種別を超えた職員同士の情報共有が図られ、特定の事例（ケース）について理解を深めたり、多面的に見立てることが可能になる。

などの支援効果が見込まれるため、子育て支援の有効な取組であると考えられる。

このため、各自治体におかれでは、地域における総合的な子育て支援拠点としての役割が益々期待される「多機能型支援」の必要性・有効性について十分了知いただくとともに、積極的な実施に向けて、ご検討いただくようお願いしたい。

## （6）地域子育て支援拠点と関係機関との連携について

## ① 乳幼児触れ合い体験の推進について（関連資料20参照）

少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）では、学校・家庭・地域において、乳幼児触れ合い体験（中学生や高校生等が乳幼児と触れ合う体験）等の子育てに対する理解を広める取組を推進することとしている。また、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）においても、自分の職業や家庭、将来について考える機会を提供するための体験・交流活動の1つとして、乳幼児触れ合い体験等の強化に取り組むこととしている。

各都道府県におかれては、乳幼児触れ合い体験に関する内容が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく行動計画策定指針に盛り込まれていること及び中学校、高等学校学習指導要領に記載されていることを踏まえ、実施に当たっては、子育て親子を支援している地域子育て支援拠点と連携を図るとともに、地域少子化対策重点推進交付金（「優良事例の横展開支援事業」（内閣府））を活用して、乳幼児触れ合い体験を積極的に実施していただくようお願いする。また、管内市町村においても、乳幼児触れ合い体験が実施されるよう、必要な支援等を行っていただくようお願いしたい。

## ② 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。以下「改正法」という。）により、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の一部が改正され、平成30年4月1日に施行されることとされている。地域子育て支援拠点に関する法改正のポイントとしては、

- ・ 法第106条の2では、相談支援を担う事業者（地域子育て支援事業者）が、相談等を通じて、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことを各相談支援を担う事業者の努力義務としたこと。

例えば、義父の介護、夫の失職が重なり、身体的、精神的負担が重い子育て中の母親からの相談を受けた際に、地域包括支援センターや福祉事務所につなぐ場合などが想定される。

- ・ 法第106条の3第2項では、地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う体制の整備を市町村の努力義務としたこと。同規定に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（厚生労働省告示第355号）において、市町村に対して、地域住民の相談を包括的に受け止める場とし

て、地域包括支援センター、地域子育て支援拠点等の福祉制度に基づく相談支援機関等、社会福祉法人、NPO法人等を例に挙げ、地域の実情に応じて協議し、適切に設置する必要があることを示している。

が挙げられる。

地域子育て支援拠点を既に設置している、これから設置する予定のある管内市町村に対して、上記のポイントを周知していただくようお願いしたい。

### ③ ペアレントプログラムの推進について（関連資料21参照）

平成28年に発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）の一部が改正され、第13条において、発達障害者の家族が地域から孤立してしまったり、その結果児童虐待につながってしまったりということがないように、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族とその関係者に対し支援するよう努めることとなり、これを踏まえ、「ペアレントプログラムの導入促進について」（平成29年9月22日付け事務連絡）を発出し、保護者に対して楽しく子育てに臨める自信を持たせる取組であるペアレントプログラムの実施につき、周知を図ったところである。

ペアレントプログラムは、子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたものであり、育てにくさを感じている保護者に対し、子どもの個性に合った子育てを親子で実現するためのサポートを行い、保護者の子育てに対する意識を前向きにし、子育てをより楽しいものにすることで、虐待予防としての効果も期待できるものであるため、発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな子育てに関する悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。

このため、地域子育て支援拠点での講習等においてペアレントプログラムを実施することにより、子育て親子が抱える子育てに関する悩みや不安を軽減するとともに、地域子育て支援拠点の職員が子育てに関する理解を深め、職員の資質向上につながるため、市町村におかれでは、積極的に活用して顶くようお願いしたい。

### （7）地域子育て支援拠点事業の経営状況等調査について

平成29年度において実施した、地域子育て支援拠点事業の経営状況等調査については、大変お忙しい中、ご協力いただき感謝申し上げる。ご

# ～地域子育て支援拠点における多機能型支援の先進事例①～ 岩手県大船渡市「つどいの広場わいわいステーション」の取組

## 多機能型支援実施拠点の概要



大船渡市社会福祉協議会が運営する地域子育て支援拠点事業「つどいの広場わいわいステーション」は、複合施設(Y・Sセンター)内にあり、そこでファミリー・サポート・センター事業(以下「ファミサポ事業」という。)と利用者支援事業を併せて実施している。また、アウトドア活動として、お出かけひろばを市内4カ所の地域公民館等で毎月1回開催するほか、利用者ニーズを反映した各種講習会や支援者向けの研修会を開催している。

## 多機能型支援のポイント

### ～利用しやすく居心地のいい拠点で多機能型支援を実施すること～

- 拠点での交流支援を中心として、必要に応じてファミサポ事業や利用者支援事業に繋ぐことができる。  
(拠点担当者は、子どもを遊ばせに拠点に来た利用者と会話し、その様子などから必要に応じてファミサポ担当者や利用者支援担当者に繋ぐことができる。)
- 3つの事業間で利用者に関する情報を共有できる。  
(3つの事業の担当者は、常に利用者の情報を共有することができ、急な支援が必要となつた時に臨機応変に対応することができる。)
- 地域の関係機関との連携強化を図られる。  
(特別な支援が必要だと判断した場合に、地域の関係機関と連携している利用者支援担当者が地域の関係機関との窓口になつて支援する。)

## 基礎データ

【活動の様子】	
人口:37,891人(平成29年1月1日)	大船渡市
出生数:233人(平成28年)	拠点開始年度
平成19年度	運営主体
大船渡市社会福祉協議会	多機能型支援の実施事業
正規職員1名、常勤職員3名 非常勤職員9名	正規職員
拠点事業 9,458人 ファミサポ事業 80件 利用者支援事業 125件	職員数
当該施設の 利用件数 (平成28年度)	当該施設の 利用件数 (平成28年度)

## 多機能型支援による効果

- 相談に行くほどもないが、拠点に子どもを遊ばせに来たついでに、気になつていたことを利用者支援担当者に相談することでの、子育てに関する不安や悩みについて早期の対応が図られている。
- 拠点の利用に併せて、ファミサポ事業の登録や利用者支援事業の相談支援ができるため、無理なく子育て支援事業の活用が図られ、早期の支援体制が予防的に機能している。
- 個人宅に子どもを預けるファミサポ事業に抵抗を持つ親に対して、利用し慣れている拠点でのファミサポ事業の活用が推進され、子育ての負担が軽減されている。
- 拠点にファミサポ担当や利用者支援担当が付加されていることで、親子の状態を見極めた予防的な関わりを、いつもの拠点で特別な支援を意識させずに、様々なレベルで展開できる。

論  
卷19  
○ 拠点に足を運ばない親子、運べない親子に対する支援の方法  
○ マンパワーが限られている中での職員の確保と資質向上  
○ 子育て支援に関する社会資源の育成

## 今後の展望・課題

- 拠点に足を運ばない親子、運べない親子に対する支援の方法
- マンパワーが限られている中での職員の確保と資質向上
- 子育て支援に関する社会資源の育成

## ～地域子育て支援拠点における多機能型支援の先進事例②～ 神奈川県横浜市「港北区地域子育て支援拠点どろっぷ」の取組

### 多機能型支援実施拠点の概要

NPO法人びーのが運営する地域子育て支援拠点事業「港北区地域子育て支援拠点どろっぷ」は、専用施設で実施しており、そこで「アミサポ事業」という。(以下「アミサポ事業」という。)と利用者支援事業を併せて実施している。平成13年度から社会福祉協議会に委託されていたアミサポ事業が平成22年度に拠点に移管され、また、利用者支援事業は拠点事業の地域機能強化型を引き継ぎ、平成28年1月から実施している。

### 多機能型支援のポイント

#### ～親子の居場所となる「場」での多機能化支援は、高い効果が見込まれる～

- 「ひろば＝場」を持つていることは、かけがえのない財産である。

(常設の場があるという強みが多様な人との出会いや交流を生み出し、必然的に子育て家庭に必要な資源、多機能化をもたらす。)

- 敷居が低い「安心できる場所」で、アミサポ事業など他の支援活動を見て知ることがができる。
- (知っている顔が多いでもいる「安心できる居場所」で他の子育て支援活動の様子を実際に自分の目で見て、どんな雰囲気で活動しているかを理解することができます。)

- 子育て親子の不便を解消できる。

(複数の子育て支援事業がワンストップで行われることで、様々な子育て支援事業を利用するため、親子連れで拠点以外の場所に出向いて登録等をする手間が省ける。)

- 妊娠期からの切れ目ない支援が効果を上げている。

(産前からのアプローチにより、地域で子育てを体現できる場となっている。)

### 多機能型支援による効果

- 利用者支援事業が拠点にあることで、親が他の親に支えられることや、親子を他者との関わりの中で見ることで、利用者支援担当者が支援の手立てや方向性の検討が多方面からできることになり、子育て支援の幅が広がった。

○拠点でアミサポ事業を実施していることから、拠点利用者がアミサポ事業の様子などを自分の目で見ることで、子どもを他者に預けても安心で、また、拠点利用の際にアミサポの登録ができるなど「ワンストップ」の効果などにより、拠点でアミサポ事業を実施してから登録数が20倍以上になった。

- 拠点でアミサポ事業を利用した親子が別の日に拠点に遊びに来た際に、アミサポ事業の感想や意見を聞き取り、アミサポ事業が更に利用しやすくなるよう、利用方法などを見直し改善することことができた。

○アミサポ事業は小学校6年生まで利用が可能のため、拠点自体は未就学児対応施設ではあるが、下の子が拠点を利用した際に、上の子の相談に関わるケースに対応する他、学童・思春期まで見通せる場となつた。

### 基礎データ

【活動の様子】	
横浜市	人口:3,735,843人(平成29年1月1日) 出生数:31,819人(平成28年)
拠点開始年度	平成17年度から
運営主体	NPO法人びーのびーの
多機能型支援の実施事業	アミサポ事業(平成22年度から) 利用者支援事業(平成28年1月から)
職員数	常勤職員7名、非常勤職員11名 その他ボランティア等
当該施設の利用件数 (平成28年度)	拠点事業 約60組～70組(1日平均) アミサポ事業 約700件～900件(1か月) 利用者支援事業 約70件(相談件数)(1か月平均)

### 今後の展望・課題

- 柔軟な一時預かりの必要性、閉館後の夜間のフォローオン体制
- 情報共有や支援のあり方を検討する時間の確保
- 支援に関する協働視点、エンパワメントの視点、支援に関する意識の共有
- 包括的な調整役の配置

## ～地域子育て支援拠点における多機能型支援の先進事例③～

千葉県松戸市「E－こどもの森・ほつとるーむ新松戸」の取組

### 多機能型支援実施拠点の概要



NPO法人松戸子育てさぼーとハーモニーが運営する地域子育て支援拠点事業「E－こどもの森・ほつとるーむ新松戸」は、複合施設内にあり、そこで一時預かり事業と利用者支援事業を併せて実施している。一時預かり事業は、別室の保育ルームで実施するものではなく、拠点のひろばで実施しており、また、利用者支援事業は「子育てコーディネーター事業」として平成23年度にスタートしている。

### 多機能型支援のポイント

- ～ 拠点は、子育て支援情報や相談相手が集約された場所である ～
  - 日常的な場所である拠点を活用して相談できるため、心理的負担の軽減が図られる。  
(身近な相談窓口として、拠点に配置された利用者支援担当者が子育てに関する悩みや相談に対応できる。)
  - 子育て支援事業の連携強化が図られる。  
(子育て支援事業を同一場所で実施することで、すべての職員がそれぞれの事業内容について理解できるため、業務の実施に当たり連携強化が図られる。)
  - 多様な意見による支援ができる。  
(特別な支援が必要な場合、各事業担当者からの意見を広く聞くことができ、支援の方法を各事業担当者が集まつたチームとして考えることができる。)

### 多機能型支援による効果

- 子どもを預けることは不安全感が伴うが、拠点で実施している一時預かり事業は、他の利用者からも見える『保護者に見える保育』であり、また、預かる職員も顔見知りであることから、子どもにとつても親にとつてもハードルが低いと感じられ、一時預かり事業の活用促進となつている。
- 保健師等と子育て中の親が面談する際に、自宅や行政窓口ではなく、拠点で子どもを預けながら実施できるため、拠点という落ち着いた環境で利用者が相談に集中することができる。
- 拠点において、子どもを預けながら利用者支援担当者と相談できることで、これまで以上にじっくり相談できるため、利用者の大きな安心に繋がっている。
- 各事業ともに職員の兼任率が高いで、それぞれの業務についてお互いがよく分かっているため、全体会議やケース会議などにおいてそれぞれの立場で各事業の課題を共有しやすくなっている。

### 基礎データ

【活動の様子】	
松戸市	人口:492,199人(平成29年1月1日) 出生数:3,782人(平成28年)
運営開始年度	平成21年度から
運営主体	NPO法人松戸子育てさぼーとハーモニー 一時預かり事業 (平成21年度から) 利用者支援事業 (平成23年度から) ※子育てコーディネータ事業(～H25年度)
職員数	常勤職員1名(利)、非常勤職員14名
当該施設の利用件数 (平成28年度)	拠点事業 17,856人 一時預かり事業 1,555件 利用者支援事業 377件

### 今後の展望・課題

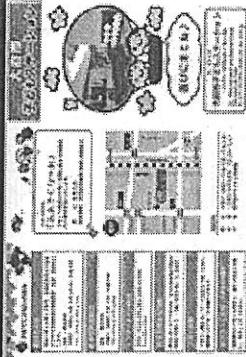
- 職員の資質向上
- 職員の確保や処遇改善、就労環境の整備強化
- 行政と事業者間の連携強化
- 支援の継続性を担保するための体制づくり

## ～地域子育て支援拠点における多機能型支援の先進事例④～

愛知県大府市「大府市子どもステーション」の取組

### 多機能型支援実施拠点の概要

大府市が直営する地域子育て支援拠点事業「子どもステーション」は、市の中核的な公設公営の子育て支援施設であり、ファミリー・サポート・センター事業(以下「ファミサポ事業」という。)や利用者支援事業及び養育支援訪問事業を併せて実施している。また、子育て中の親からのお依頼、または保健センターや家庭児童相談室からの紹介などにより、子育て家庭への訪問支援も行っている。訪問支援に関しては、必要に応じて保健師が同行している。



### 多機能型支援のポイント

#### ～子育て支援の中核となる場所で多機能的に事業を展開する～

- 効果的なワンストップの総合的支援が可能である。

(日頃から事業担当者間ににおいて情報が共有されているため、特別な支援が必要な事例に対し、各種事業間が繋がりやすく連携が図りやすい。)

- 子育て支援事業の利用促進が図られる。

(拠点の利用を「入口」として、ファミサポ事業や利用者支援事業等の他の子育て支援事業に結びつけるため、子育て支援事業全体の促進効果が図られる。)

- 親子が抱える問題の早期の予防効果が高まる。

(各事業担当職員が、事業を利用している親子の変化や関わりを通じて得た情報を他の担当職員と共有し、問題が重複化する前に対応する前に対応することができる。)

### 多機能型支援による効果

- 同一施設内で各種事業を実施していることで、職員同士は日常的に顔を合わせており、必要な連絡を取り合い情報共有ができる環境となつたため、事業種別を超えた職員同士の良好な関係性が築き上げられ、事業間連携やチームワークの基盤となつている。
- また、日頃から事業担当者間で情報共有が可能であるため、情報共有を目的とした定期的なカンファレンスに時間を割かれることがなくなった。
- 親子の居場所となる「場」の利用を通じて、様々な子育て支援事業の活用に結びつき、きめ細やかな支援が可能となった。

### 基礎データ

大府市	人口:91,040人(平成29年1月1日) 出生数:1,001人(平成28年)
平成15年度から	拠点開始年度
大府市	運営主体
多機能型支援 の実施事業	ファミサポ事業 (平成15年度から) 利用者支援事業(平成27年度から) 養育支援訪問事業(平成17年度から)
職員数	常勤職員6名、(うち嘱託職員2名) 非常勤職員3名
当該施設の (平成28年度)	拠点事業 約68組(1日平均) ファミサポ事業 4,349件 利用件数 利用者支援事業 200件 養育支援訪問事業 80件

### 今後の展望・課題

- 拠点事業の相談機能、利用者支援事業などの相談支援について、それぞれが担う役割や機能を整理すること
- 職員の専門性の向上や、より専門的な知識・技術を備えた人材育成

## ～地域子育て支援拠点における多機能型支援の先進事例⑤～

石川県白山市「親子よろこびの広場あさがお」の取組

### 多機能型支援実施拠点の概要

NPO法人おやこの広場あさがおが運営する地域子育て支援拠点事業「親子よろこびの広場あさがお」は、複合施設で実施しており、そこで一時預かり事業と利用者支援事業を併せて実施している。一時預かり事業については、別室の保育ルームではなく拠点のひろばで実施している。さらに、平成27年9月より訪問型支援事業(ホームスタート)を併せて実施し、アウトーチによる支援の強化に取り組んでいる。



### 多機能型支援のポイント

#### ～つながりを持ちながら長期的、継続的に支援ができる敷居の低い相談場所～

- 職員間の相互連携が図りやすく、支援のコーディネートがしやすい。  
(拠点内で複数の事業を併せて実施していることで、職員間における利用者の情報共有が的確に行われ、迅速かつ柔軟な対応ができる。)
- 常日頃から関わりがある拠点での相談だから、利用者の心理的負担が軽減が図られる。  
(特別な相談窓口等に行かなくても、時間をかけながら利用者との信頼関係が築ける身近な拠点で、子育ての相談ができるため、利用者の心理的負担の軽減が図られる。)

#### ○ 子育て支援事業の層が厚くなる。

(拠点において各事業を実施することで、個別支援から拠点事業、拠点事業から個別支援と双方の機能が活かされることになり、子育て支援事業の層が厚くなる。)

#### ○ 気軽に専門的な相談窓口をプラスすることで、一連の支援が可能となる。

(拠点で利用者支援事業を併せて実施することにより、身近な場所に専門的な相談窓口がプラスされ、利用者に関する一連のマネジメントが行える。)

### 基礎データ

運営主体	白山市	人口：113,018人(平成29年1月1日) 出生数：887人(平成28年)
拠点開始年度	平成14年度から	
NPO法人おやこの広場あさがお		
多機能型支援の実施事業		一時預かり事業 利用者支援事業 (平成29年度から)
職員数		常勤職員4名、非常勤職員4名 利用者支援事業担当3名
当該施設の利用件数(平成28年度)		拠点事業 16,426人 一時預かり事業 344人 利用者支援事業 312件 (H29.4~9)

### 多機能型支援による効果

- 拠点で相談する際には、他の保育事業の職員が一緒に来た子どもをさりげなく見守ることで、子どもへの負担が少くなり、相談者はじっくり相談することができます。また、いつも遊んでいる場所で顔なじみの職員が対応するため、子どもにとっても保護者にとても安心感を持つて、事業を活用することができます。
- 拠点の一時預かり事業には、他の保育事業者にも事業の様子を見ることがあります。また、いつも遊んでいる場所で顔なじみの職員が対応するため、子どもにとっても保護者にとても安心感を持つて、事業を活用することができます。
- さらに、いつも来ている拠点事業だからこそ、拠点で知り合った他の保護者が預かり中の子に声をかけたり、拠点に来た仲の良い子どもたちが一緒に遊ぶなど、預かっている子どもがストレスや不安感を感じることなく事業の利用が図られる。
- 各事業とも職員が兼任しているので、お互いの内容について理解し、ケースや課題について共有している。
- さらに、各事業の専門的スキルを学ぶことが拠点事業の運営に活かされている。

### 今後の展望・課題

- 職員の資質向上及び人材確保
- 就労環境の整備
- システム整備や包括支援などの子育て支援に関する行政との更なる連携
- 利用者支援事業の認知向上のための方法

